関係各位

アメリカ合衆国を原産地とする円すいころ軸受については、「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令」に基づき報復関税が課されておりますが、「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」により、対象品目及び適用税率が変更され、適用期限が1年延長されることになりましたのでお知らせします。

また、対象品目・税率の変更に伴い、政令の題名が「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」に変更され、平成25年9月1日より施行されることになりました。

1. 対象品目

品名	品目
ステンレス鋼の棒	熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたもので、更に加工したもの
	以外のもののうち、輸入統計品目表7222.11-000に分類されるもの
ステンレス鋼の棒	冷間成形又は冷間仕上げをしたもので、更に加工したもの以外のもの
	で、輸入統計品目表7222.20-000に分類されるもの
ステンレス鋼の棒	輸入統計品目表7222.30-000に分類されるもの
鉄鋼製の管及び中空の形材	継目なしのもので、鋳鉄製のもの以外のもののうち、輸入統計品目表
	7304.59-020に分類されるもの
玉軸受	輸入統計品目表8482.10-000に分類されるもの
円すいころ軸受	輸入統計品目表8482.20-000に分類されるもの
針状ころ軸受	輸入統計品目表8482.40-000に分類されるもの
円筒ころ軸受	輸入統計品目表8482.50-000に分類されるもの
その他のころ軸受	輸入統計品目表8482.80-000に分類されるもの
玉軸受及びころ軸受の部分品(玉、	輸入統計品目表8482.91-000に分類されるもの
針状ころ及びころ)	
玉軸受及びころ軸受の部分品(玉、	輸入統計品目表8482.99-000に分類されるもの
針状ころ及びころ以外のもの)	
軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有	自動車用のもので、輸入統計品目表8483.30-010に分類されるもの
するものを除く。)及び滑り軸受	
軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有	自動車用以外のもので、輸入統計品目表8483.30-090に分類されるもの
するものを除く。)及び滑り軸受	

2. 適用税率

17.4%

問合せ先 函館税関業務部 電話 0138-40-4256